

皆さんのナイスアイデア ご提案下さい

☆寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業

募集期間

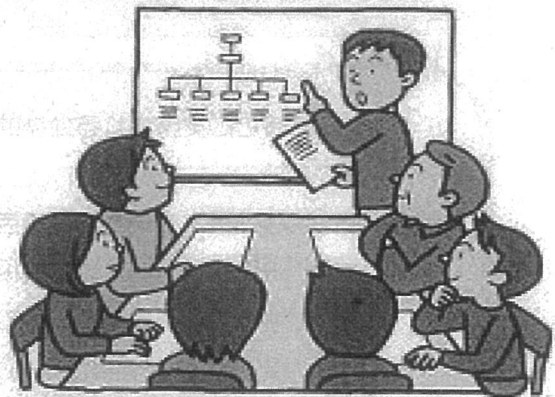
平成27年4月1日(水)～5月15日(金)

日ごろ、皆さんが地域で困っていることや、こうしたらもっと良くなると思っ
ていること、気づいたことなど、公共的な課題の解決に向けた事業を実施してみませんか。
この制度は皆さんからのナイスアイデアとその事業を提案していただき、行政と皆
さんが対等な立場で協働のパートナーとして地域課題の解決に取り組むための制度
です。本制度において採用された提案事業につきましては、町はその取組に対する「事
業協力」の観点から、事業実施に直接要する経費を補助します。

なお、本制度は、町民活動の活性化のための基盤醸成事業であり、モデル事業として試行的に導入するものです。

☆協働とは

「協働」とは、「寒川町自治基本条例」で、「町民と町がお互いに補完しあ
い、まちづくりにおいて対等の立場で協力すること。」と定義しています。協働は、協働すること自体が目的でなく、まちづくりのための手段として取り組むものです。



1. 協働事業提案制度の内容

町民の皆さんが、日ごろから感じている公共的課題などに対し、町民の皆さんならではの発想を生かして町との協働により効果的な解決と町民生活の向上に寄与する制度です（テーマは問いません）。

2. 応募について

協働事業を提案することができるものは、次の要件を満たす団体とします。

- (1) 寒川町町民ボランティア団体等登録制度に登録していること。（登録要件には、町内に活動拠点を有し、原則無償で社会に貢献する活動を行うことなどがあります。）
- (2) 運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われていること
- (3) 政治活動、宗教活動若しくは営利目的の活動を行わないもの
- (4) 暴力団若しくはその構成員の統制下でないもの

3. 対象となる事業

本制度の対象となる事業は、次のすべての要件を満たす事業とします。

- (1) 町内で新たに実施される公益的なものであり、地域の身近な課題の解決を目指す事業であること。
- (2) 具体的な効果、成果が期待できる事業であること。
- (3) 町民や町民活動団体等と町の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であること
- (4) 予算の見積りや実施計画等が適正な事業であること
- (5) 他の補助金等の対象でない事業であること。

※前述の内容にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は提案できません。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 宗教活動や政治活動を助長するおそれのあるもの
- (4) その他協働事業とすることが適切でないと認められるもの
（例：町の事業（施策）への要望、団体の運営や既存事業の支援など）

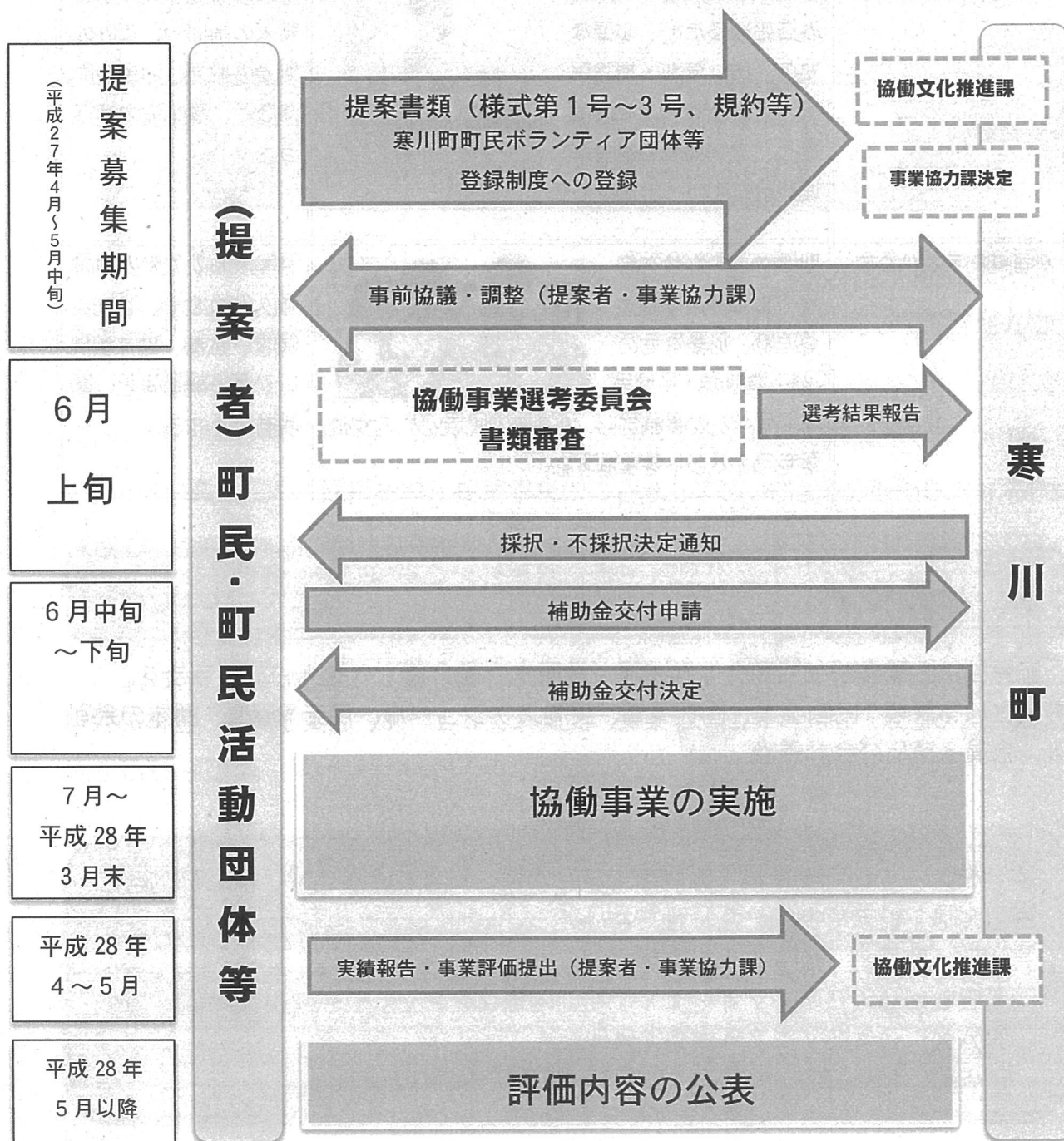
4. 補助対象経費及び補助金上限額

補助の対象となる経費は採択された協働事業の実施に要する経費で次の経費です。




〔 消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、保険料、
使用量及び賃借料、原材料費その他の町長が必要と認める経費 〕

補助金上限額は、1事業あたり30万円です。

5. 提案制度の流れ (平成27年度実施事業)



<参考：協働事業の例>

提案事業<例>	事業内容<例>	町の役割分担<例>
<p>安心安全パトロール</p>	<p>地域の安心安全を守るための取り組みを始めるため、必要なもの(例：腕章・懐中電灯・ジャケットなど)の準備をし、安心安全パトロールを実施する。</p> 	<p>事業開始のための物品購入の補助や、必要に応じ、警察など関係機関への案内やアドバイス、活動の周知など事業協力を行う。</p>
<p>道路植栽の維持管理</p>	<p>地域の環境美化の取り組みを始めるため、必要なもの(例：草刈・掃除用具・花の苗など)の準備をし、道路植栽の維持管理や花植えなどを実施する。</p> 	<p>事業実施のための物品購入の補助や、ごみの処分の協力、活動の周知など、事業協力を行う。</p>
<p>外国籍町民との交流</p>	<p>地域のつながりを深める取り組みを始めるため、必要なもの(例：消耗品・PRチラシなど)の準備をし、外国籍の町民の方と交流をもつイベントを実施する。</p> 	<p>事業実施のための物品購入の補助や、場所の確保、広報、関係機関との連絡調整など、事業協力を行う。</p>

6. 応募方法

応募は、必要書類を協働文化推進課（役場本庁舎2階）へ提出いただきます。
 必要となる書類：協働事業企画提案書、実施スケジュール、収支予算書、団体の会則等、会員名簿及び会計書類

寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業に関する手続きや、詳しい内容に関しては下記までお問い合わせ下さい。

寒川町 町民部 協働文化推進課

TEL 0467-74-1111 内線222

FAX 0467-74-9141

E-mail kyoudou@town.samukawa.kanagawa.jp